

令和 7 年度第 2 回野田市人権・男女共同参画推進審議会 次 第

日時:令和7年9月 29 日(月)

午後2時開会

場所:野田市役所8階大会議室

1 開 会

会長挨拶

2 議 題

- (1) 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)に関する市民意識調査について
- (2) 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)の内容について

3 その他

4 閉 会

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)に関する市民意識調査について

1 調査目的

野田市において、パートナーシ・ファミリーシップ届出制度(仮称)の導入を検討するにあたり、市民の理解と協力が不可欠であることから、制度の周知と理解を深めるとともに、広く市民の意見を徴取することを目的とする。

2 実施方法等の提案

(1) 調査方法

- ①：令和7年10月1日現在の住民基本台帳を用い、野田市全域から対象者2,000人を抽出し、封書の郵送で配布
回答は、郵送による返信及びインターネット入力による回収
- ②：①の対象者以外に、市民から誰でも意見を受け付ける
市ホームページやまめメール等にて周知

(2) 調査対象の抽出

① 令和5年度実施の市民意識調査

野田市在住の18歳以上の男女2,000人

抽出条件：住民基本台帳による年齢別の人口から、各地域間男女比同数として、無作為抽出

対象理由：年齢層に関係なく各地区別人口の割合により抽出することで、市全域における市民の意見を把握することが可能である。

地区 地域	男 (人)	女 (人)	計 (人)	分布割合 (%)	男抽出 人数	女抽出 人数
中央地区	14,546	14,715	29,261	19.03	190	191
東部地区	9,034	9,128	18,162	11.81	118	118
北部地区	12,283	12,424	24,707	16.07	161	160
川間地区	6,493	6,459	12,952	8.43	84	85
南部地区	17,983	17,577	35,560	23.13	231	231
福田地区	4,284	4,220	8,504	5.53	56	55
関宿地域	12,616	11,981	24,597	16.00	160	160
合 計	77,239	76,504	153,743	100.00	1,000	1,000

(令和7年7月1日時点)

② 提案

野田市在住の 15 歳以上の男女 2,000 人

抽出条件：住民基本台帳による年齢別の人口から、各年齢層同数(250 人)
として、各人口男女比率により、無作為抽出

提案理由：年齢層ごとに抽出することで対象者数の均衡がとれるとともに
15 歳以上を対象とすることで、若者の意見をより広く把握することが可能となるため。

年齢層	男 (人)	女 (人)	計 (人)	分布割合 (%)	男抽出 人数	女抽出 人数
0～14	8,255	7,783	16,038	10.45	0	0
15～19	3,768	3,497	7,265	4.74	130	120
20～29	8,144	7,061	15,205	9.92	134	116
30～39	8,146	7,158	15,304	9.98	133	117
40～49	10,843	9,424	20,267	13.22	134	116
50～59	12,054	10,719	22,773	14.85	132	118
60～69	8,732	8,852	17,584	11.47	124	126
70～79	10,634	12,428	23,062	15.04	115	135
80 以上	6,473	9,365	15,838	10.33	102	148
合 計	77,049	76,287	153,336	100.00	1,004	996

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

(3) 調査期間

令和 7 年 10 月 27 日(月)から 11 月 17 日(月)までの 3 週間

3 市民意識調査の内容等

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)に関する
市民意識調査(案) ※別紙のとおり

4 スケジュール(令和 7 年度)

- (1) 9 月 29 日 第 2 回人権・男女共同参画推進審議会
・市民意識調査の内容等を審議
- (2) 10 月 15 日 市報掲載
- (3) 10 月 27 日 調査票送付
インターネット回答の開始
- (4) 11 月 17 日 回答締切・礼状兼督促状送付
- (5) 11 月中旬から 12 月上旬まで 回答集計及び分析
- (6) 12 月中旬 第 3 回人権・男女共同参画推進審議会
・意識調査結果の速報値について報告
・届出制度の要綱案について審議
- (7) 12 月下旬 パブリック・コメントの実施
- (8) 2 月上旬 第 4 回人権・男女共同参画推進審議会

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称) に関する市民意識調査へのご協力をお願い (案)

市民の皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

野田市では、法律で認められた結婚ではないために利用できないサービス等があり、生きづらさを感じている方のために、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)の導入を検討しており、制度の周知と理解を深めることを目的とした市民意識調査を実施することとしました。

調査の実施にあたり、市内にお住まいの **15歳以上の2,000人を住民基本台帳から、年齢層、性別に均等になるよう**無作為に選ばせていただきました。

調査は無記名で行い、結果はすべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されるものではありません。また、調査結果は統計数値と意見記述のみを公表します。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年10月

野田市長 鈴木 有

《ご記入にあたってのお願い》

調査票(紙)かオンライン(WEB)のどちらかで回答してください。(重複回答不可)

◎オンラインによる回答方法

次のアドレスにリンクすると、入力(説明)画面に移動します。

https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/jinken/*****ml



視覚障がいなどのある方で、オンラインによる回答を希望される方は、お手持ちの音声読み上げソフトをご利用ください。

◎紙の調査票による回答方法

別紙調査票をご使用ください。

視覚障がいなどにより支援を希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。

記入いただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、令和7年11月17日(月)までにご投かんください。

この調査についての問合せは、下記へお願いいたします。

【問合せ】 野田市 福祉部 人権・男女共同参画推進課
電話 04-7123-1342(直通)

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称) に関する市民意識調査 (案)

《パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは》

パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは、自治体が、性別にかかわらず法律で認められた結婚でないために利用できないサービス（民間含む）を可能な範囲で利用できるようにする、法律に定めのない自治体独自の制度です。届出された方々を市が事実上婚姻関係と同様の事情にある者として届出た事実を証明する書類を発行し、提示することでサービスが利用できるなど、生きづらさの軽減を図るものです。

全国的に導入する自治体が増えていますが、国の制度ではないため、効果が自治体内のみとなること、対象が男性どうし、女性どうしといったパートナーシップ関係だけとしたり、法律上の結婚はできるが手続きをしない選択をしている男性と女性のカップル（いわゆる事実婚）を含めるなど、地域ごとに違いがあります。

1 パートナーシップ関係

男性どうし、女性どうしなど、性別を問わず互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係



2 ファミリーシップ関係

パートナーシップ関係にある双方又は一方と継続的に生活する子、親その他の三親等以内の親族関係にある者で家族として尊重し、協力しあう関係

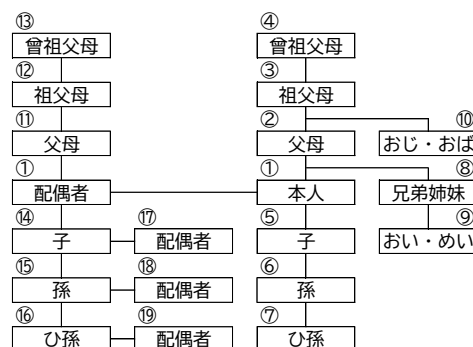
3 三親等以内の親族関係

本人と配偶者からみた、曾祖父母、ひ孫、おい・めいまでの範囲。法律上、婚姻（＝結婚）ができないとされている。

※民法（抜粋）

第 734 条 直系血族又は三親等内の傍系血族は婚姻をすることができない。

同 735 条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。



①本人・配偶者、②～⑦直系血族、⑧～⑩三親等内の傍系血族、⑪～⑱直系姻族

4 法律で認められた結婚でないために利用できない主なサービス（例）

- (1) 市営住宅、県営住宅に家族として入居を申し込む
- (2) 税金の割引や控除
- (3) 住民票上の記載が「夫」「妻」とならない
- (4) 病院を受診する時に使う健康保険証上、家族扱いされない（扶養に入れない）
- (5) 市街化調整区域に生活の本拠を置く住宅（本家）から結婚などによって独立する家族が周辺地域内で住宅を建てられる制度（分家住宅）が利用できない
- (6) 民間で住宅を借りる場合、家族扱いされない場合がある

《この調査の回答方法》

- 1 この調査は、あて名の方ご自身のお考えで記入してください。
- 2 記入は、ボールペン、濃い鉛筆などをお願いいたします。
こすると消えるペンは使用しないでください。
- 3 回答は、該当する番号を「○」で囲んでください。
- 4 回答の中で「その他」を選んだ場合は、()の中に具体的な内容を記入してください。
- 5 回答は、10 分程度を想定しています。
最後までご記入、ご回答くださるようお願いいたします。

◎パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

問1 あなたは、パートナーシップ制度について、表紙の説明を確認する前の状況では、どの程度御存じですか。(○を1つ付けてください)

- (1) 意味までよく知っている
- (2) ことばを聞いたことはあるが意味は知らなかった
- (3) 知らなかった、聞いたことがなかった

問2 あなたは、ファミリーシップ制度について、表紙の説明を確認する前の状況では、どの程度御存じですか。(○を1つ付けてください)

- (1) 意味までよく知っている
- (2) ことばを聞いたことはあるが意味は知らなかった
- (3) 知らなかった、聞いたことがなかった

問3 野田市では、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を検討していますが、導入することについてあなたはどのように考えますか。(○を1つ付けてください)

- (1) すぐにでも導入した方がいい
 - (2) どちらかと言えば導入した方がいい
 - (3) どちらかと言えば導入しない方がいい
 - (4) 導入しない方がいい
 - (5) わからない・どちらとも言えない
- 問4へ進んでください。
- 問7へ進んでください。

問4 問3で「(1) すぐにでも導入した方がいい」、「(2) どちらかと言えば導入した方がいい」とお答えした方は、その理由を教えてください。
(あてはまるものすべてに○を付けてください)

- (1) 性の多様性や個人の人権を尊重する社会をつくるために必要な取組だと思うから
- (2) 当事者の不安や生きづらさを軽減できると思うから
- (3) 宣誓書受領証等により受けられる民間事業者のサービス等が広がりをみせているから
- (4) 多くの自治体で導入しているから
- (5) その他 ()

問5 問3で「(1) すぐにでも導入した方がいい」、「(2) どちらかと言えば導入した方がいい」とお答えした方にお聞きします。
パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象者に、法律上の結婚はできるが手続をしない選択をしている男性と女性のカップル（いわゆる事実婚）を含むことについて、あなたはどのように思いますか。(○を1つ付けてください)

- (1) 男性と女性のカップルも含む必要がある
- (2) 同性カップルのみでよい
- (3) わからない
- (4) その他 ()

次は問7へ進んでください

問6 問3で「(3) どちらかと言えば導入しない方がいい」、「(4) 導入しない方がいい」とお答えした方は、その理由を教えてください。
(あてはまるものすべてに○を付けてください)

- (1) 国がやるべき制度だから
- (2) 法的効力がなく、実効性がないから
- (3) 社会や自分にどのような影響があるかわからないから
- (4) パートナーシップ・ファミリーシップ制度についての理解が広がっていないと思うから
- (5) 市民が必要としていないから
- (6) その他 ()

◎同性カップルに対する考え方について

問7 全員に伺います。

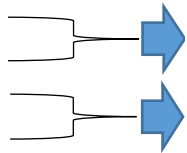
「男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい」という考えについて、あなたはどのように思いますか。(○を1つ付けてください)

(1) 賛成

(2) どちらかといえば賛成

(3) どちらかといえば反対

(4) 反対



問8へ進んでください。

問9へ進んでください。

問8 問7で、「賛成」「どちらかといえば賛成」とお答えした方は、その理由を教えてください。(○を1つ付けてください)

(1) 男どうし、女どうしにこだわる必要はないと思うから

(2) 性の多様性や個人の人权を尊重する社会へ向けて大切なことだから

(3) 当事者の生きづらさを軽減できると思うから

(4) 自分には関係ないから

(5) その他 ()

次は問10へ進んでください

問9 問7で、「どちらかといえば反対」「反対」とお答えした方は、その理由を教えてください。(○を1つ付けてください)

(1) カップルは男女で成り立つと思うから

(2) これまでの家族のあり方が崩れるから

(3) 自分が、男性どうしや女性どうしのカップルを認めることができないと思うから

(4) 周りの人が接しづらくなると思うから

(5) その他 ()

問 10 全員に伺います。

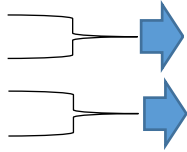
日本の婚姻制度では、結婚は男女の間に限られていますが、「男性どうし、女性どうしの結婚も認めるべきだ」という意見があります。こうした意見について、あなたはどのように思いますか。(○を1つ付けてください)

(1) 賛成

(2) どちらかといえば賛成

(3) どちらかといえば反対

(4) 反対



問 11 へ進んでください。

問 12 へ進んでください。

問 11 問 10 で、「賛成」「どちらかといえば賛成」とお答えした方は、その理由を教えてください。(○を1つ付けてください)

(1) 愛しあっていればよいと思うから

(2) 誰にでも平等に結婚する権利があるから

(3) 外国では認められている国があるから

(4) その他 (

)

次は問 13 へ進んでください

問 12 問 10 で、「どちらかといえば反対」「反対」とお答えした方は、その理由を教えてください。(○を1つ付けてください)

(1) 結婚は男女ですべきものだから

(2) 伝統的な家族のあり方が崩れるから

(3) 子どもが生まれず少子化が進むから

(4) 周りの人が接しづらくなると思うから

(5) その他 (

)

問 13 全員に伺います。

あなたご自身が、ご家族から、男性どうし、女性どうしで結婚したいと言われたら、どうしますか。(○を1つ付けてください)

(1) 受け入れられる

(2) どちらかといえば、受け入れられる

(3) どちらかといえば、受け入れられない

(4) 受け入れられない

◎あなたご自身についておうかがいします

問 14 あなたの年齢（令和 7 年 10 月 1 日現在の満年齢）を教えてください。（○を 1 つ付けてください）

- (1) 15～19 歳
- (2) 20～29 歳
- (3) 30～39 歳
- (4) 40～49 歳
- (5) 50～59 歳
- (6) 60～69 歳
- (7) 70～79 歳
- (8) 80 歳以上

問 15 あなたの性別【生まれた時の戸籍上の性別】を教えてください。
（○を 1 つ付けてください）

- (1) 男性
- (2) 女性
- (3) 答えたくない

問 16 あなたが御自身の性別についてどのように感じているかという考えをジェンダーアイデンティティ（性自認）といいます。あなたのジェンダーアイデンティティ（性自認）は、【生まれた時の戸籍上の性別】（問 15 で○を付けたもの）と同じですか。
（○を 1 つ付けてください）

- (1) 【生まれた時の戸籍上の性別】と同じ
- (2) 【生まれた時の戸籍上の性別】に違和感がある
- (3) 【生まれた時の戸籍上の性別】と別の性別だと考えている
- (4) 答えたくない

問 17 あなたが好きになる相手（性的指向）について教えてください。（○を 1 つ付けてください）

- (1) 好きになるのは異性（男性の方は女性・女性の方は男性）
- (2) 好きになるのは同性（男性の方は男性・女性の方は女性）
- (3) 異性も同性も同じように好きになる（性別にこだわりがないなど）
- (4) 答えたくない
- (5) その他（

）

◎意識調査の方法について

問 18 今回の調査の答えやすさはどうでしたか。(○を1つ付けてください)

- (1) 答えやすかった
- (2) 答えにくかった
- (3) どちらともいえない

問 19 問 18 でそう感じた理由を教えてください

◆パートナーシップ・ファミリーシップ制度についてのお考え、ご要望などをご記入ください。

質問は以上で終わります。ご協力ありがとうございました。
恐れ入りますが、令和7年11月17日(月)までに、
同封の返信用封筒へ入れて、ご投かんください。

野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)の内容について

1 基本的な考え方

(1) 名称案

「野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」

〈他自治体の状況〉 令和7年6月28日現在、全国 530 自治体中

①パートナーシップのみを冠している	369 自治体
②ファミリーシップのみを冠している	32 自治体
③パートナーシップ・ファミリーシップと併記している	142 自治体
うち、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	89 自治体
うち、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	19 自治体
うち、パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度	3 自治体
うち、パートナーシップ・ファミリーシップ制度	32 自治体

④それ以外の名称 8 自治体

同性パートナー関係申出書受領証

パートナー＆ファミリーシップ宣誓制度

マリアージュ制度

パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度

パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度

安心ファミリーシップ制度

ライフパートナー制度

パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度

(2) 実施根拠

要綱において目的や具体的な手続きを定める。

(3) 制度の法的効力

戸籍が変わることはなく、相続、税金の控除等について婚姻と同等の法的な権利や義務が発生するものではない。

※法律上の婚姻とは異なる制度である。

法律上の婚姻とは…法律で定められた手続き（婚姻届の提出など）を経て成立する婚姻関係

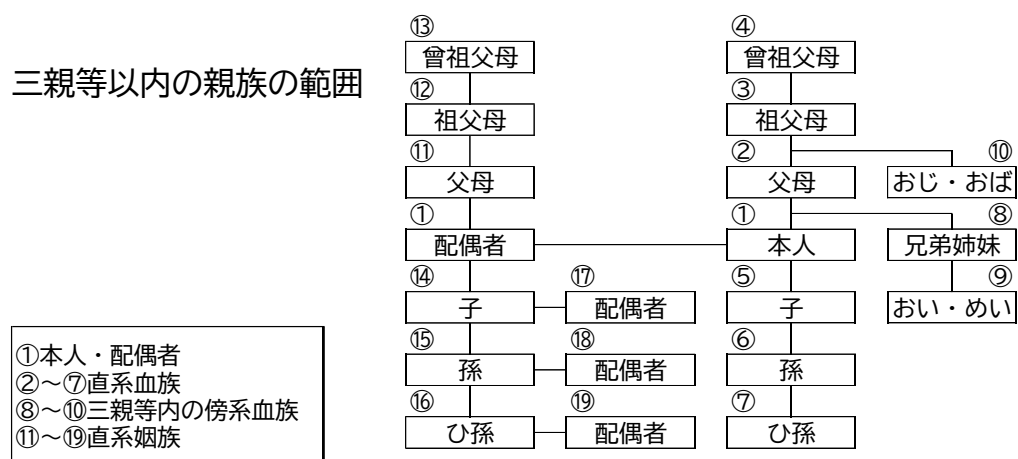
(4) 定義

① パートナーシップ

同性間、異性間を問わず互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係

② ファミリーシップ

パートナー関係にある双方又は一方と継続的に生活する子、親その他の三親等以内の親族（※）関係にある者で家族として尊重し、協力しあう関係



(5) 届出の対象等

同性間、異性間を問わず、いわゆる事実婚を含めて対象とする。

次の①から④までの要件をすべて満たしていること。

① 年齢

双方とも成年（18 歳以上）であること。

② 住所

パートナー関係にある双方又はいずれか一方が本市に住所を有すること。

③ 婚姻等

ア 配偶者がいない。

イ 双方が届出しようとする者以外とパートナー関係にない。

ウ 直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でない。

（双方の関係がファミリーシップまたは類似の制度にもとづく養子縁組の場合を除く。）

④ 近親者の扱い

ア ファミリーシップ関係を希望する場合のみ届出できる。

※民法により婚姻が認められていない関係であるため、本制度においてもパートナーシップ関係を認めることができない。

イ 年齢制限は設けない（15 歳以上の場合、本人の同意が必要）。

2 届出の方法及び届出後の手続き

届出を希望する方が、市へ来所し必要書類を添えて提出する。

(1) 交付書類

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書
- ② パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明カード

(2) 再交付及び返還並びに無効の手続き

3 住民票の続柄について

(1) 現在の市の記載内容

同性パートナーは、住民基本台帳上の続柄が「同居人」と記載される。

異性パートナー（いわゆる事実婚）は、「夫（未届）」または「妻（未届）」としている。

→同性カップルの当事者が家族として扱われない状態

(2) 根拠法令等

住民基本台帳法、住民基本台帳事務処理要領（総務省自治行政局長発）

(3) 制度を導入している自治体の対応

制度導入の自治体においては、従来どおり「同居人」としている自治体が多いが、県内の制度を導入している 17 市のうち佐倉市、松戸市、流山市、君津市の 4 市については、同性パートナーの続柄を「縁故者」と記載している。

(4) 新たな動き

住民票の続柄欄については、同性カップルにも事実婚と同様に「縁故者」または「夫または妻（未届）」の記載の選択を認めている自治体があり、導入を検討している自治体もある。（令和 7 年 8 月 26 日時点）

◎導入済み	鳥取県倉吉市	令和 5 年 10 月 1 日
	長崎県大村市	令和 6 年 5 月 2 日
	栃木県鹿沼市	令和 6 年 7 月 1 日
	神奈川県横須賀市	令和 6 年 7 月 1 日
	香川県三豊市	令和 6 年 7 月 1 日
	栃木県栃木市	令和 6 年 8 月 1 日
	神奈川県逗子市	令和 6 年 9 月 2 日
	神奈川県葉山町	令和 6 年 9 月 2 日
	愛知県犬山市	令和 6 年 10 月 1 日
	東京都世田谷区	令和 6 年 11 月 1 日
	東京都中野区	令和 6 年 11 月 1 日
	三重県伊賀市	令和 7 年 4 月 1 日

◎導入予定 東京都品川区 令和7年10月1日

◎検討中 東京都杉並区
神奈川県三浦市
京都府与謝野町
福岡県古賀市

≪参考①：長崎県大村市の国に対する質問≫

6年5月

同性パートナーの続柄を「夫(未届)」とすることの妥当性について

→7月総務省回答：全国の社会保障も含めた実務上の支障を来す
恐れがあり懸命な判断をお願いしたい。

6年7月

再質問：①実務上の支障とは何か、②社会保障制度とは複数の制度から
成り立っているため、住民票の届出だけで支障があるとはどう
いった考えか。

→9月総務省回答：技術的な助言であること、市で判断いただきたい。

6年10月

総務省の回答に対する長崎県大村市から総務省への報告

「地方自治法245条の4に基づく技術的な助言であること、市で判断
いただきたいなどの総務省の見解等を踏まえ、本市が交付した住民票
の写しについては特段の修正等を行わない」

≪参考②：国に対する要望書の提出≫

同性パートナーに関する権利や制度等の検討を求める要望

令和6年12月13日 東京都10区長の連名による

港区長、杉並区長、文京区長、豊島区長、品川区長

墨田区長、世田谷区長、足立区長、中野区長、江戸川区長

(5) 野田市の対応(案)

届出書受理証明書または受理証明カードを提示することで、希望に応じ
て住民基本台帳上の続柄の記載を「同居人」、「縁故者」、「夫(未届)」また
は「妻(未届)」と選択できる運用とする。

4 制度導入による利用可能なサービス(案)

(1) 野田市

① 市営住宅の入居申込(営繕課)

○現在制限されている内容

現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

↓

「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を公的に証明できる書類がないため、申し込むことができない。

○根拠法令等

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例

○対応等

届出書受理証明書を提示することで「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として扱うことができる。

条例改正は不要

○制度改正に伴う市の経費

なし

○県内他市の導入状況 17市

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市

② 救急搬送証明書（消防本部警防課）

○現在制限されている内容

代理人が申請者の配偶者や同居の親族として確認できる場合は、委任状は不要

↓

住民票で配偶者や親族として確認する書類等とあわせて、委任状が必要

○根拠法令等

野田市救急業務実施規定

○対応等

委任状とともに届出書受理証明書を提示することで「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として確認ができる。

規定改正は不要

○制度改正に伴う市の経費

なし

○県内他市の導入状況 6市

市川市、木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

③ 罹災証明書・罹災届出証明書（消防本部予防課・危機管理課）

○現在制限されている内容

代理人が申請者の配偶者や同居の親族として確認できる場合は、委任状は不要

↓

住民票で配偶者や親族として確認できないため、委任状が必要になる。

○根拠法令等

野田市罹災証明書等交付要綱

○対応等

届出書受理証明書を提示することで「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として扱うことができる。

要綱改正は不要

○制度改正に伴う市の経費

なし

○県内他市の導入状況 6市

船橋市、木更津市、市原市、流山市、君津市、袖ヶ浦市

④ 議場ウエディング（企画調整課）

○現在制限されている内容

少子化対策としての事業でもあり現時点では異性婚を対象

↓

同性パートナーは利用できない。

○根拠法令等

議場ウエディング実施要領

○対応等

対象者にパートナーシップ届出した者を追加することで、利用ができる。

要領改正が必要

○制度改正に伴う市の経費

なし

○県内他市の導入状況

なし

○全国の導入状況

群馬県大泉町（パートナーシップ関係可能）

埼玉県長瀬町（異性婚のみ対象）

東京都狛江市（異性婚のみ対象）

⑤ 分家住宅の建築（都市計画課）

○現在制限されている内容

婚姻等が条件

↓

「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を公的に証明できる書類がないため、申し込むことができない。

○根拠法令等

都市計画法

○対応等

対象者にパートナーシップ届出した者を追加することで、利用ができる。

法改正等は不要

○制度改正に伴う市の経費

なし

○県内他市の導入状況 1市

木更津市

⑥ 職員の休暇（特別休暇）関係（人事課）

○現在制限されている内容

パートナーシップ関係の場合、配偶者に該当しない。（結婚休暇・出産休暇・育児参加休暇・介護休暇・忌引き）

○根拠法令等

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

○対応等

対象者にパートナーシップ届出した者を追加することで、利用ができる。

規則改正が必要

○制度改正に伴う市の経費

なし

○県内他市の導入状況 7市

船橋市、木更津市、松戸市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市

⑦ 職員の福利厚生制度（人事課）

○現在制限されている内容

パートナーシップ関係の場合、配偶者に該当しない。

○根拠法令等

野田市保養契約施設利用助成金交付取扱要領

○対応等

届出書受理証明書を提示することで利用できる。

要領改正は不要

○制度改正に伴う市の経費

要

○県内他市の導入状況 1市

松戸市（互助会の給付等結婚祝金、出産祝金、入学祝金、弔慰金）

(2) 千葉県

① 県営住宅の入居申込（千葉県住宅課）

○現在制限されている内容

配偶者、事実婚の方、市町村の制度に基づくパートナーシップにある方及びその親族は県営住宅へ入居及び同居できる。

↓

「市町村の制度に基づくパートナーシップ」を公的に証明できる書類がないため、申し込むことができない。

○根拠法令等

千葉県県営住宅設置管理条例

○対応等

届出書受理証明書を提示することで入居申込が可能になる。

条例改正は不要

○県内他市の導入状況 17市

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市

※他の市町村は申し込むことができない状態。

≪参考③：主な民間サービス（ホームページなどで確認）≫

① 携帯電話

(NTT ドコモ・KDDI・ソフトバンクなど)

「家族であることを利用の条件」とする各種サービスの対象にパートナーシップ制度利用者が含まれる。

※社によってサービス名は異なるが、いずれも家族割引において適用

② 生命保険

(明治安田生命保険、第一生命保険ほか)

「パートナーシップ証明書」の写し等の提出により、原則、同性パートナーを受取人に指定することについてスムーズな手続きが可能になる。

※社によってサービス名は異なる

③ 損害保険・自動車保険

(ソニー損害保険、損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険株式会社ほか)

火災保険、傷害保険、自動車保険の「配偶者」の定義に同性パートナーが含まれる。

※社によってサービス名は異なる

④ 住宅ローン

(千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、東京ベイ信用金庫、ちば東葛農業協同組合、住宅金融支援機構(住宅ローンフラット 35) ほか)

同性パートナーと確認できれば、住宅ローンを収入合算で組むことができる。

※社によってサービス名は異なる

⑤ クレジットカード

(三井住友トラスト VISA カード、楽天カード、J C B カードほか)

同性パートナーであれば、家族カードの申し込みができる。

※社によってサービス名は異なる

⑥ 航空マイレージ

(全日本空輸 (ANA)、日本航空 (JAL))

申込時に同性パートナーシップを証明する書類の提出により、家族として登録ができる。